法定本部設置後の健康・医療戦略の推進体制

資料４

健康・医療戦略推進本部

本 部 長 :内閣総理大臣
副本部長:内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣
本 部 員 :その他国務大臣

・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
- 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
- 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整　等

政策的助言

健康・医療戦略参与会合

本部令第2条

産業界・医療関係機関等の有識者
・健康・医療分野の成長戦略
・医療分野の研究開発の出口戦略
等に関する専門的助言

専門的調査

専門調査会

本部令第1条

医療分野の研究開発に関する専門家で構成
・医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に関する調査・検討

健康・医療戦略推進会議

本部令第2条

議長:健康・医療戦略担当大臣
議長代行:議長が指名する者
副議長:健康医療戦略室長
構成員:関係府省局長クラス

- 次世代ヘルスケア産業協議会
- 医療国際展開タスクフォース
  議長:健康医療戦略室長
  構成員:関係府省局長クラス
  関係機関役員クラス
- 創薬支援ネットワーク協議会
  議長:健康医療戦略室長
  構成員:関係府省局長クラス
  関係機関役員クラス
- 次世代医療ICT タスクフォース
- 健康・医療戦略ファンド タスクフォース

内閣官房　健康・医療戦略室

➢事務局機能　※次世代ヘルスケア産業協議会の事務局機能は経済産業省が担う